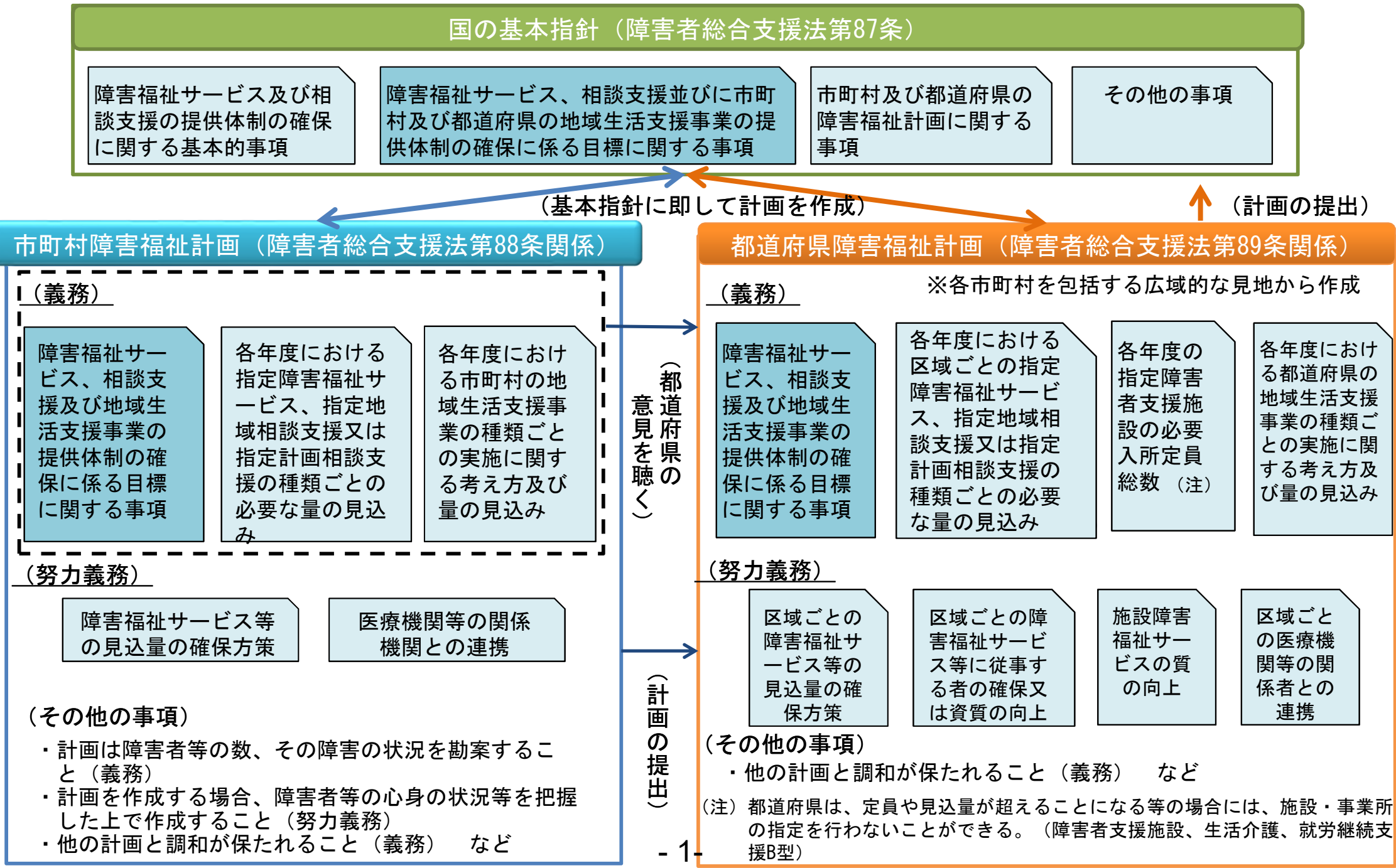


【基本指針の見直しに関する参考資料】

(参考2-1) 障害福祉計画と基本指針の基本的な構造



(参考2-2) 障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

国の基本指針（児童福祉法第33条の19）

- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 市町村及び都道府県の障害児福祉計画に関する事項
- その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）

↑（計画の提出）

市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20関係）

（義務）

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（努力義務）

- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策
- 医療機関、教育機関等の関係機関との連携

- （その他の事項）**
- ・計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
 - ・計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
 - ・他の計画と調和が保たれること（義務） など

（都道府県の意見を聴く）

（計画の提出）

都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22関係）

（義務） ※各市町村を包括する広域的な見地から作成

- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み （注）
- 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 （注）

（努力義務）

- 区域ごとの指定通所支援の見込量の確保方策
- 区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上
- 障害児入所支援の質の向上
- 区域ごとの医療機関、教育等の関係者との連携

- （その他の事項）**
- ・他の計画と調和が保たれること（義務） など
- （注） 都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害児入所施設、放課後等デイサービス等）

(参考2-3)基本指針の策定スケジュール

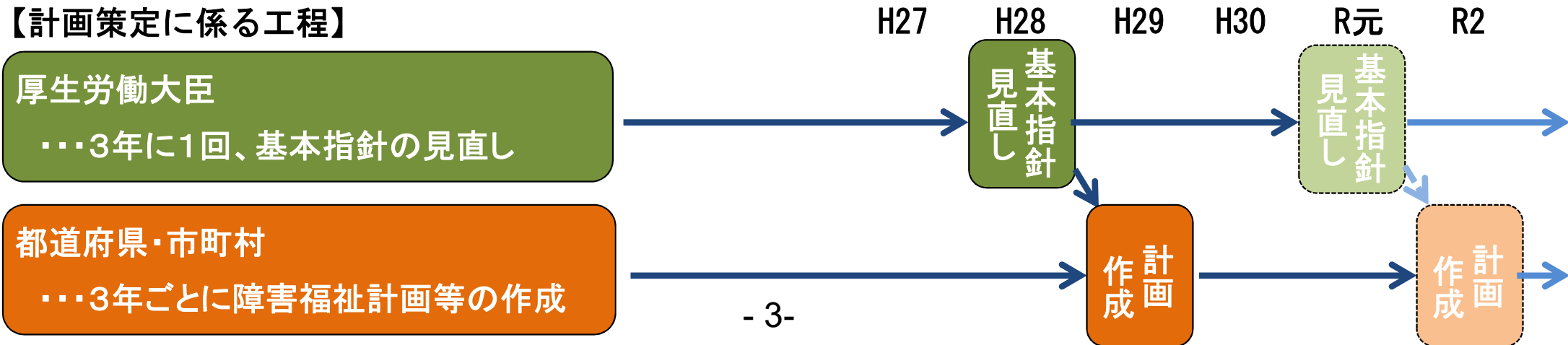
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
(平成18年6月26日告示)
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画(30～32年度)を作成するための基本指針は平成29年3月31日に告示

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



(参考2-4) 第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の基本指針の全体像と主なポイント

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制並びに障害児通所支援等の確保に関する基本的事項

第一の一 基本的理念

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①訪問系サービスの保障
- ②日中活動系サービスの保障
- ③GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④一般就労への移行等の推進

第一の三 相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方

第一の四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

第二の一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域生活への移行者増
- ・施設入所者減

第二の二 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ・精神病床における早期退院率（入院3ヶ月時点、6か月時点、1年時点）

第二の三 地域生活支援拠点等の整備

- ・地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごとに少なくとも1拠点整備

第二の四 福祉施設から一般就労への移行

- ・福祉施設利用者の一般就労移行者数増
- ・就労移行支援事業利用者数増
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率上昇
- ・就労定着支援による職場定着率

第二の五 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

第三の一 作成に関する基本的事項

- ・障害者等の参加
- ・地域社会の理解促進
- ・総合的な取組
- ・障害福祉計画等作成委員会等の開催
- ・関係部局相互間の連携
- ・市町村・都道府県の連携
- ・障害者等のニーズ等の把握
- ・障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握等
- ・区域設定（都道府県）
- ・住民意見の反映
- ・他計画との関係
- ・定期的な調査、分析、評価及び必要な措置

第三の四 その他

- ・計画作成時期
- ・計画期間等
- ・計画の公表

第三の二 市町村障害福祉計画等

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、地域生活支援拠点等の整備、圏域単位での見通し等
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

第三の三 都道府県障害福祉計画等

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策
- ・障害者支援施設等の必要入所定員総数
- ・質の向上方策（研修、第三者評価）
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

第四の一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- ・虐待の防止
- ・差別の解消
- ・障害者も芸術文化活動
- ・利用者の安全確保、研修等の充実

(参考2-5) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係(イメージ)

達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標を設定

成果目標を踏まえて、サービス見込量等を設定

障害福祉サービスの実施等により成果目標の達成を目指す。

目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人数)
- ② その他の追加指標

(参考2-6) 第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係

(成果目標)

(活動指標)

①施設入所者の地域生活への移行

- 【地域生活移行者の増加】**
平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。
- 【施設入所者の削減】**
平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】**
全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。
- 【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】**
全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。
- 【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】**
平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。
- 【精神病床における早期退院率】**
・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。 ・入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。
・入院後1年時点の退院率を90%以上とする。

③障害者の地域生活の支援

- 【地域生活支援拠点の整備】**
各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

④福祉施設から一般就労への移行等

- 【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】**
平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。
- 【就労移行支援事業の利用者の増加】**
平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。
- 【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】**
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 【職場定着率の増加】**
就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- 【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】**
・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】**
各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

- 【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】**
平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)。

- (都道府県・市町村)
- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
 - 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
 - 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
 - 自立生活援助の利用者数
 - 共同生活援助の利用者数
 - 地域定着支援の利用者数
 - 生活介護の利用者数、利用日数
 - 就労移行支援の利用者数、利用日数
 - 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
 - 地域移行支援の利用者数
 - 施設入所支援の利用者数

- (都道府県・市町村)
- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
 - 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
 - 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
 - 自立生活援助の利用者数
 - 共同生活援助の利用者数
 - 地域移行支援の利用者数
 - 生活介護の利用者数、利用日数
 - 就労移行支援の利用者数、利用日数
 - 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
 - 計画相談支援の利用者数
 - 地域定着支援の利用者数

- (都道府県・市町村)
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
 - 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
 - 就労定着支援の利用者数

- (都道府県)
- 障害者に対する職業訓練の受講者数
 - 福祉施設から公共職業安定所に誘導する福祉施設利用者数
 - 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導する福祉施設利用者数
 - 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

- (都道府県・市町村)
- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
 - 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療型障害児入所施設の利用児童数

- (都道府県・指定都市)
- 発達障害者支援地域協議会の開催
 - 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
 - 発達障害者支援センターによる相談支援
 - 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
 - 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発